

いじめ相談ホットラインの新設について

本市の小中学生におけるいじめの相談は、現在、教員やスクールカウンセラーへの相談や、青少年教育センターが行っている電話相談等がありますが、新たに、いじめ相談の専用ページ「いじめ相談ホットライン」を市のホームページに開設します。

1 概要

いじめを早期解決するためには、早期発見が肝要です。しかし、早期に発見できず、深刻化していくほど教員や家族に相談しにくくなるため、相談しやすい環境づくりが必要です。

この度、新設される「いじめ相談ホットライン」は、当事者だけでなく、友人や地域住民等からも通報でき、パソコンやスマートフォン、携帯電話からもアクセスできるため、相談の間口が広がるとともに、教員や家族になかなか相談できない子どもたちの利用も期待できます。

2 運用開始日

平成 30 年 2 月 5 日（月）

3 いじめ相談ホットラインの流れ（詳細は別紙）

- ① 相談者から「いじめ相談ホットライン」を通じて、相談メールが市教育委員会に届く。
- ② 市教育委員会で相談内容を確認し、関係課で情報共有を図るとともに、該当児童生徒の在籍する学校に対応を依頼する。
- ③ 学校は、対応方針が決まったら、市教育委員会に連絡する。
- ④ 学校は、いじめ対応を実行する。困難なケースは、市教育委員会や関係機関と連携を図りながら対応していく。
- ⑤ 学校は、いじめが解消したら、市教育委員会へ結果を報告し、情報共有を図る。
- ⑥ 市教育委員会は、いじめが解消されたことを相談者に報告する。

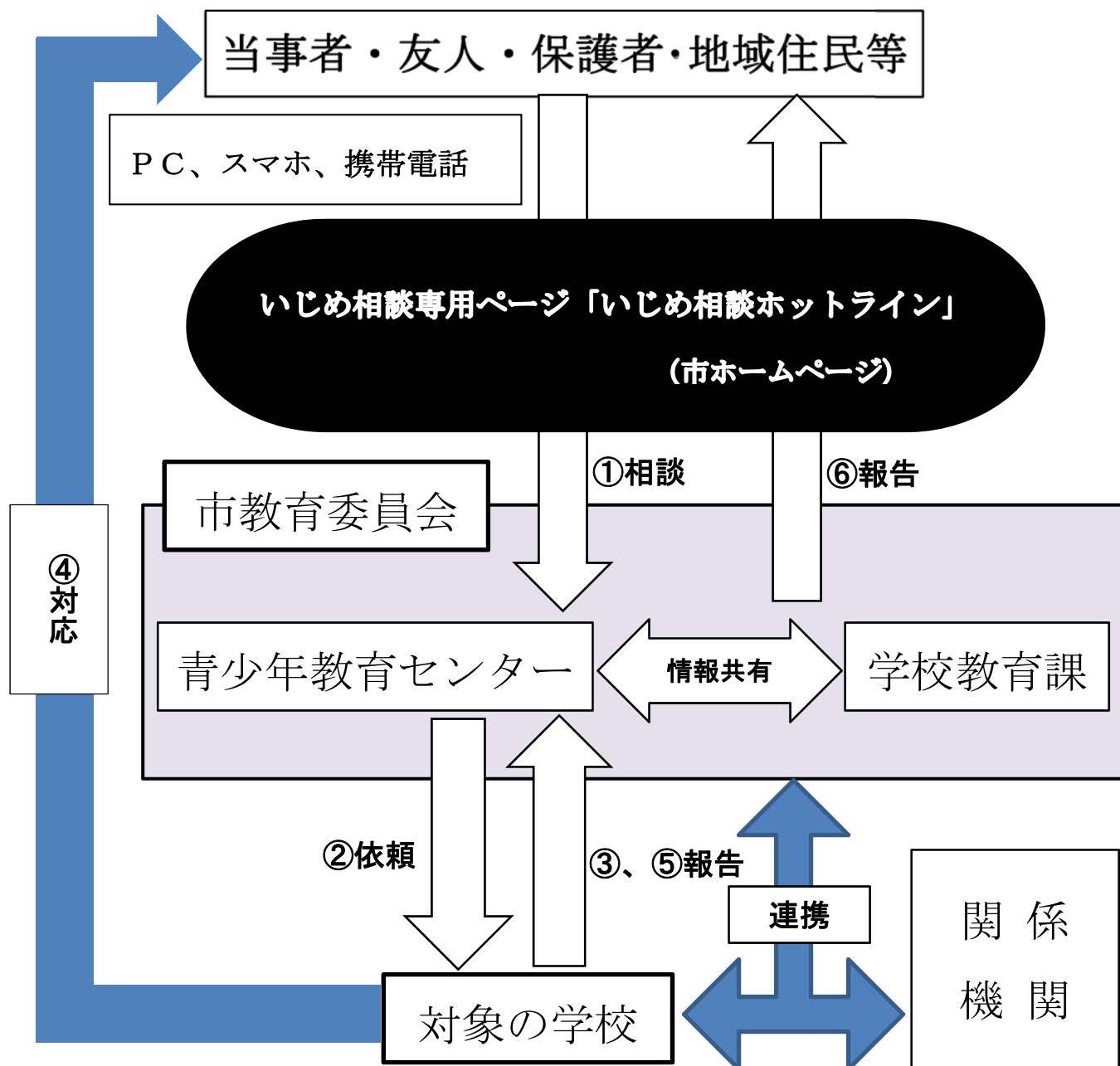
4 本市のいじめの認知件数とその対応

平成 27 年度が 378 件、平成 28 年度では 435 件と増加しています。ただし、学校でのアンケート調査等によって、そのほとんどが軽微なうちにいじめを認知して、芽を摘んでいる状況です。

※ 「いじめ」の定義

平成 25 年 9 月に施行された いじめ防止対策推進法により、「いじめは、誰にでも起こりうるもので、相手が嫌だと思ったことをするといじめである」ことや、「軽微なものでもいじめと捉える」ことが共通認識されました。

いじめ相談ホットライン



～いじめ相談への対応の流れ～

- ① いじめ相談専用ページ「いじめ相談ホットライン」から、相談メールが青少年教育センターに届く。
- ② 青少年教育センターで相談内容を確認し、学校教育課と情報共有を図るとともに、該当児童生徒の在籍する学校へ対応を依頼する。
- ③ 学校は対応方針が決まったら、青少年教育センター又は学校教育課へ対応方針を報告する。
- ④ 学校は、いじめ対応を実行する。困難ケースは、青少年教育センター及び学校教育課や関係機関と連携を図りながら対応していく。
- ⑤ いじめが解消したら、青少年教育センター又は学校教育課へ結果を報告し、情報共有を図る。
- ⑥ 青少年教育センター又は学校教育課は、いじめが解消したことを相談者へ報告する。

沼津市いじめ相談ホットライン

ひとりぼっちで悩んでいませんか？

いじめは、みんなの笑顔をうばいます。
 いじめは、人が生きようとする力をうばいます。
 いじめは、決して許されるものではありません。
 しかし、どの学校でも、どのクラスでも、誰にでも起こりうる問題です。



このメール相談は、「いじめ」で悩んでいる沼津市内の小中学生を助けるためのものです。
 次の人が、このメールに相談することができます。

- いじめを受けている児童・生徒
- ほかの子がいじめを受けていることを知っている児童・生徒
- いじめを受けていることを知っている(見た)保護者・地域の方



◆沼津市いじめ相談ホットライン◆ 2月5日(月)から運用開始

沼津市のホームページにいじめ相談窓口を開設しました。

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/kyoiku/kyoiku/numazushi/hotline.htm>

※メールは、24時間受け付けますが、時間外、休日に届いた場合は、後日の対応になります。

メールをしてもよい内容は、沼津市内の児童・生徒に関する「いじめ」についてです。

いたずらメールは、絶対にしないでください!

もしかして「いじめ?」と感じたら連絡してください!



児童・生徒のみなさんへ

いじめられていることを知らせることは決して悪いことではありません!
 いじめている人たちから友達を助けることができます。
 いじめている人に、自分のやっていることを気付かせることができます。
 勇気を出して知らせてください。

もし、あなたがいじめられているのであれば、そのつらい思いを教えてください。
 周りにいる家族、先生、友達は、きっとその思いを親身になって聞いてくれるはずです。
 まずは、相談してみてください!

だけど、『誰かに会って相談するのは…』とためらいがある人は、ぜひメールをしてください。
 あなたの力になりたいと思います。

【お問合せ】 〒410-8601 沼津市教育委員会 学校教育課
 電話 (055) 934-4809 FAX (055) 931-8977

- ♥ メールをもとに、学校と協力して、いじめを解決していきます。
- ♥ あなたからメールがあったことは、友達には伝えません。
- ♥ 返事を返します。



保護者・地域のみなさんへ

もし、周りの子どもが悩んでいたら、メールにて情報提供をお願いします。教育委員会は学校と連携して解決を図ります。連絡を希望する場合は、メールアドレスを入力してください。

